

○東京藝術大学特別修学支援室要項

〔平成27年3月26日〕
学 長 裁 定

改正 平成27年5月14日 平成28年3月24日
平成29年12月21日 令和7年3月27日

(設置)

第1条 この要項は、東京藝術大学学則第116条に基づき、東京藝術大学特別修学支援室（以下「支援室」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 支援室は、各学部、研究科、保健管理センター等と連携し、修学上支援を必要とする学生への支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において「修学上支援を必要とする学生」とは、身体障害、精神障害、発達障害及びその他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により、本学において修学上支援の必要性が認められた者をいう。

(業務)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 修学上支援を必要とする学生の支援に関する情報発信に関すること。
- (2) 修学上支援を必要とする学生の受入れに関する入学前相談及び個々具体の方針の策定に関すること。
- (3) 修学上支援を必要とする学生への修学相談及び修学支援に関すること。
- (4) 修学上支援を必要とする学生への支援に関わるボランティアの要請及び活動の支援に関すること。
- (5) 特別修学支援に関わる関連機関との連携に関すること。
- (6) 特別修学支援に関する調査・研究及び支援教材の開発に関すること。
- (7) 全学的な障害に対する理解促進・意識啓発に関すること。
- (8) 本学の施設・設備のバリアフリーの推進に関すること。
- (9) その他修学上支援を必要とする学生への支援に関すること。

(組織)

第5条 支援室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 支援室長
- (2) 副支援室長
- (3) 保健管理センター所属の教員
- (4) コーディネーター
- (5) 特別修学相談員
- (6) その他支援室長が必要と認めた者

2 支援室長は、理事（教育担当）をもって充てる。

3 副支援室長は、保健管理センター長をもって充てる。

(コーディネーター)

第6条 コーディネーターは、支援室長の命を受けて、第4条各号に掲げる業務を

積極的に行うとともに関連機関との連絡調整を行うものとする。

(特別修学相談員)

第7条 特別修学相談員は、支援室長の命を受けて、コーディネーターと連携し、修学相談及び修学支援に係る業務等を行うものとする。

(特任教員等)

第8条 第5条第4号及び第5号に掲げる者は、特任教員又は特任事務職員（以下「特任教員等」という。）をもって充てることができる。

2 特任教員等の就業については、「東京藝術大学有期雇用職員就業規則」を適用するものとする。

(特別修学支援連絡会)

第9条 支援室に、支援室と各学部等が連携・協力し、修学支援等を必要とする学生の修学及び学生生活の支援を行うほか、全学的な支援事業を実施するため、特別修学支援連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 特別修学支援室構成員

(2) 各学部（映像研究科及び国際芸術創造研究科を含む）の教務委員長及び学生生活委員長

(3) 学生課長

(4) その他議長が必要と認める者

3 連絡会に議長を置き、支援室長をもって充てる。

(事務)

第10条 支援室及び連絡会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。